Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-16

優越的地位の濫用の主張立証の検討

村上，亮

(Degree)
博士（法学）
(Date of Degree)
2018-03-25
(Date of Publication)
2020-03-25
(Resource Type)
doctoral thesis
(Report Number)
甲第7083号
(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007083

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。

学位請求論文審査報告要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏　名	ﾑﾗｶﾐﾘｮｳ 村上亮
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第５条第１項該当
学位論文の題目	優越的地位の濫用の主張立証の検討
審　査　委　員	主査　教　授　泉水文雄 教　授　池田千鶴 教　授　川島富士雄

論文内容の要旨

本稿は，優越的地位の濫用につき検討する。平成２１年改正により優越的地位の濫用が課徴金の対象とされた後，公取委が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った優越的地位の濫用事件５件は，いずれも審判請求された。その主要な理由としては，課徴金が高額であったことや，各要件の解釈適用も確立されていなかったことが挙げられる。このことから，事業者側の防御と行政効率を踏まえつつ，優越的地位の成立要件の該当性判断や，課徴金賦課要件の該当性判断がどうあるべきかが，実務上重要な問題点になると考える。そこで，本稿では，まず，トイザらス事件審決を前提とした上で，①優越的地位の濫用の成立要件（特に優越的地位の要件）と，②課徴金賦課要件につき，それぞれ，当事者が行うべき主張立証につき検討を加えている。

優越的地位の濫用の成立要件については，以下のように検討する。まず，議論の前提として，平成２１年改正の立法事実や立法者意思について検討し，平成２１年改正は，従前の公取委の法執行を是認した上で，さらに執行を強化することを求めるものであった。そうすると，平成２１年改正により，従前の優越的地位の濫用の成立要件の解釈につき，これを謙抑的に変更すべきであるという要請はなかったとする。次に，濫用行為該当性について検討する。濫用行為該当性については，行為者の取引の相手方に対する行為の外形的事実ではなく，それが「正常な商慣習に照らして不当」な不利益を与えるものであったと評価できるかが中心的な争点となる。そして，この「正常な商慣習に照らして不当」（な不利益を与える）という規範的評価を成立するための具体的事実は，不利益性に関する事実と，抑圧性に関する事実に整理される。そして，これらの事実から「あらかじめ計算できない不利益」や，「直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり，当該取引の相手方に不利益を与えることとなる場合」であるといえるかが問題となる。他方で，トイザらス事件審決は，小額の返品や減額も濫用行為としており，個別の濫用行為の認定において，不利益の経済的な程度は考慮されていないようにみえる。もっとも，この不利益の経済的な程度については，後記の優越的地位該当性の判断の中で問題となる可能性がある。優越的地位（「取引上の地位が相手方に優越していること」）の要件は，「取引の一方の当事者（甲）が他方の当事者（乙）に対し，取引上の地位が優越しているというためには，市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位である必要はなく，取引の相手方との関係で相対的に優越した地位であれば足りると解される。甲が取引先である乙に対して優越した地位にあるとは，乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても，乙がこれを受け入れざるを得ないような場合」であると解釈されている。トイザらス事件審決は，優越的地位の認定にあたって，優越的地位の濫用ガイドライン第２の２記載の４要素（乙の甲に対する取引依存度，甲の市場における地位，乙にとっての取引先変更の可能性，その他甲と取引することの必要性を示す具体的事実）以外に，「甲による行為が濫用行為に該当するか否か」，「濫用行為の内容」，「乙がこれを受け入れたことについて

の特段の事情の有無」を考慮できることを示す。この点，優越的地位の認定にあたって濫用行為を考慮することはできると考えるものの，トイザらス事件審決からは，乙が甲の濫用行為を受け入れた事実は，優越的地位の認定において決定的な要素であるとまでは読み取ることはできない。そこで，当事者としては，甲が濫用行為を行い，乙がこれを受け入れている事実であったとしても，なお，優越的地位の認定が否定される可能性があると理解して主張立証を行うべきであるとする。そして，訴訟等で論点となるものとしては，前記⑵の濫用行為該当性のほか，濫用行為が「著しく不利益な要請等」と同視できるか，乙が濫用行為を受け入れた理由が事業経営上「大きな支障」につながるか，ガイドラインの４要素による推認の補強・減殺，乙が濫用行為を受け入れた理由に関する乙の供述証拠の評価といったものが挙げられるとする。もっとも，トイザらス事件審決だけからでは，優越的地位の要件の認定のハードルが高いのか低いのか，分からない。そうすると，このハードルをある程度高く設定して，特定納入業者と認定される乙を絞るのであれば，トイザらス事件審決の課徴金賦課要件の考え方に沿ったとしても，課徴金を適切な額に抑えることができるように思われるとする。これに対しては，優越的地位の濫用の成立要件を絞れば，同じ濫用行為を受けているにもかかわらず，ある納入業者に対する行為は違法となるのに，別の納入業者に対する行為は違法とは判断されない結果，後者に対する濫用行為は継続してしまうのではないか，という批判があり得る。しかし，この点については，排除措置命令において命じる措置の内容により，解決をすることができると考える。

課徴金賦課要件については，以下のとおり検討する。まず，トイザらス事件審決では，独禁法第２０条の６の各要件該当性の具体的な判断手法がはじめて示された。それは，複数の取引先に対する行為を一つの優越的地位の濫用として法適用するというものであった。この点，複数の取引先に対する行為を一つの優越的地位の濫用として法適用するという手法は平成２１年改正前の排除措置命令でも行われており，独禁法第２０条の６は，同改正前の優越的地位の濫用規制の運用を前提として規定された。これらからすると，複数の取引先に対する複数の濫用行為が一つの優越的地位の濫用として規制される場合には，このような一つの優越的地位の濫用が「第１９条の規定に違反する行為（第２条第９項第５号に該当するもの…)」に該当することは，立法当初から予定されていたといえる。他方で，平成２１年改正前の事案では，複数の取引の相手方に対する複数の行為につき，濫用行為の行為類型ごとに，それぞれ一つの優越的地位の濫用とした上で法適用していたものもあったが，この運用が変更されたと理解される。複数の取引先に対する行為を一つの優越的地位の濫用として法適用した結果，課徴金が相当高額になったため，違反行為により得た不当な利益との乖離が大きくなり，法改正時の公取委の説明と齟齬が生じるとか，比例原則違反の観点などから，疑問が呈されている。そこで，前記の疑問を解消することができないか，検討を加える。まず，複数の取引先に対する行為を一つの優越的地位の濫用として法適用するのではなく，取引先ごとに課徴金算定期間等を判断すれば，課徴金が減少する可能性がある。もっとも，トイザらス事件審決の考え方は不合理なものとまではいえない。そこで，複数の取引先に対する行為を一体として捉えることができるとした上で，前記の疑問を解消することができないかを検討する。この点，独禁法の課徴金の制度は，違反行為の拘束が及んでいない（違反行為と因果関係のない）商品・役務についてまで課徴金を賦課することはできないという点で，不当な利得とのつながりは残っていると理解される。実際に，価格カルテル事案や入札談合事案では，違反行為の拘束を受けていた商品・役務の売上額を除外するために，「当該商品又は役務」該当性が争点とされている。また，優越的地位の濫用に課徴金の算定率は，過去の違反事件において推計された不当な利益が取引額に占める割合を参考に設定したと説明されている。これらからすると，優越的地位の濫用の課徴金制度も，課徴金額が不当な利得の額と一致する必要はないものの，違反行為とは関係のない「売上額又は購入額」についてまで課徴金を課すことを許容していないと理解される。そうすると，優越的地位の濫用でも，違反行為とは関係のない「売上額又は購入額」については，課徴金の算定基礎額から除外できるはずである。そこで，トイザらス事件審決の考え方に沿って，複数の相手方に対する行為を一つの優越的地位の濫用として規制して課徴金を賦課するとしても，違反行為期間中の一部でも，甲の乙に対する優越的地位が認められない期間がある場合には，当該期間中は違反行為による不当な利得が発生したとは認められないとして，当該期間中の「売上額又は購入額」を課徴金算定基礎額から除外することも可能であるとする。

論文審査の結果の要旨

本稿は，優越的地位の濫用規制について，その主張立証を検討するものである。この問題については，優越的地位の濫用に関する審決が１件しかないこと，審決（現行法では，排除措置命令）に対する取消訴訟に係る判決は独禁法の 70 年の歴史の中で１件もないこと，民事訴訟においては数件の判決があるが，必ずしも当事者の主張立証が尽くされたものでなく本格的な検討は困難であることから，これまで検討がほとんどなされなかった課題である。とりわけ，平成 21 年独占禁止法改正により優越的地位の濫用が課徴金の対象行為（いわゆる法定不公正な取引方法）となり，優越的地位の濫用ガイドラインが出される中で，理論的にも実務的にもきわめて重要な課題である。

本稿は，優越的地位の濫用に関する唯一の審決であるトイザらス事件審決を主要な検討の対象とし，優越的地位の認定，濫用行為，課徴金の問題を検討する。優越的地位については，トイザらス事件審決が，同要件の認定に，乙が甲の濫用行為を受け入れている事実を用いた点に学説等の批判がある。本稿は，審決からはこの事実が優越的地位の認定において決定的な要素であるとまでは読み取れないこと，優越的地位の要件である「乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても，乙がこれを受け入れざるを得ないような場合」について，「受け入れざるを得ない」が濫用行為に係る事実でありことから審決の立証構造を支持しつつ，事業経営上「何らかの」支障を来すことまではいえたとしても，その支障が「大

きな」ものであるとは直ちにはいえないとし，当事者双方がどのような事実を主張立証すべきかを検討する。さらに，課徴金を適切な額に抑えるために，「乙にとって甲との取引の継続が事業経営上大きな支障を来す」の要件の認定のハードルをある程度高く設定して，特定納入業者と認定される乙を絞ることを提言する。

課徴金賦課要件については，トイザらス事件審決が複数の取引先に対する複数の行為を一つの濫用行為として法令を適用する点についてこれを？…点を前提とした上で，課徴金額を適切な額に抑える方法を検討し，課徴金算定期間の一部の期間につき，優越的地位になかったことの反証できれば，その期間の「売上額又は購入額」は，違反行為による不当な利得ではない（違反行為とは関係がない）として，課徴金算定基礎額から除外することを提言する。

以上の点は，詳細な分析のもとで結論を導くものであり，説得的である。ただし，課徴金賦課要件については，優越的地位になかったことの反証ができれば違反行為による不当利得ではないといえるのか，つねにそのような反証を許してよいのか等の反論が予想される。村上氏は，この点は，優越的地位の認定において，濫用行為を手がかりとする点と関係しており，著しく不利益な要請等を行っても，「乙がこれを受け入れざるを得ないような場合」について十分な証拠がある場合には，優越的地位になかったことの反証は困難となり，十分な証拠があるといえない場合には反証がしやすくなる関係にある等と説明し，審査員は納得した。

本稿は，村上氏が法曹として実際に優越的地位の濫用等に関する事件に関わり，その中で具体的な証拠や主張に対面した経験を背景にして，分析・検討したという特徴を持つ。そのために，本稿の内容は全体の構想から細部の検証に至るまで，実務的に説得的であるとともに、法解釈等について学界に重要な問題提起を行っている。本研究は、実務と研究を接合するものとして，高度専門法曹養成プログラム（TLP）であるからこそ完成できた博士論文としても評価できる。

以上の理由により，審査委員は，本論文の著者である村上亮氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成３０年　２月２７日

審査委員　主査　教　授　泉水文雄

教　授　池田千鶴

教　授　川島富士雄